

[令和2年度 事業計画]

令和2年4月1日～令和3年3月31日

法人事業計画	1-1～6
佐久コスモスワークス事業計画	2-1～15
相談支援事業所コスモス事業計画	3-1～2
佐久コスモスワークス岸野事業計画	4-1～9
第二佐久コスモスワークス事業計画	5-1～8
障がい児通所支援事業所ひまわり事業計画	6-1～4
相談支援おおさわ事業所事業計画	7-1～2
ワークサポートこすもす事業計画	8-1～7
障がい福祉サービス事業所どんぐり事業計画	9-1～6
ライフサポートコスモス事業計画	10-1～2
障がい者就業・生活支援センター事業計画	11-1～4

令和2年度法人事業計画

社会福祉法人佐久コスモス福祉会

1. 基本方針について

本法人の目的は、佐久圏域の障がい者福祉の一端を担い、利用者に良質な福祉サービスを提供することであり、そのために、「通所支援事業、居宅支援事業及び相談支援事業の三本柱とそれらをまとめる本部機能とを充実発展させる」との基本方針に基づき、当面する諸条件の変化に適切に対応しながら、本法人事業を安定強化するよう取り組んでゆくこととする。

更に、平成4年の事業開始から平成27年度までの24年間を本法人の第1期とし、利用料収入年額3億円、利用定員100人、職員60名を到達点とし、平成28年度から本法人の第2期とするとの前提で、平成28年度以降の事業展開を進めてゆくこととする。

第2期の特徴は、長期化する低成長時代のもとで、社会福祉法人の特性を正しく認識し、障がい福祉サービスの現場機能の維持強化をはかることにあるが、地球規模のグローバル化の動向が、我々の事業にも影響を与えるような時代が到来しつつあり、今までのような内向きのあり方では済まなくなりそうである。

2. 最近の情勢について

(1) 平成から令和へ

平成から令和へ年号が変わったが、総括的に言えば、平成時代に顕在化した諸問題が令和時代に先送りされ、より深刻化してゆくように感じられる。

地球温暖化、自然災害、原子力問題、少子高齢化、所得格差、財政赤字その他いろいろの問題があるが、それらを背景として社会福祉に大きく響いてくるのが、人材難と予算不足等である。

令和時代の幕開けの令和元年度には、9月に千曲川及び支流の水害、令和2年2月より新型コロナウイルス肺炎の世界的蔓延に遭遇し、4月からは令和2年度になるが、異常気象による災害・大地震・ウイルス性疾病その他、どのような災難が降りかかってくるか予断はできない。

更に、平成2年度は、日本でオリンピックとパラリンピックが開催されるが、ここにきて新型コロナウイルスの影響でどうなるかとの心配もあり、人々の気持ちを不安定にさせている。

(2) 当法人への影響

令和元年9月の水害では、川に近い事業所で近くまで水が来たり、事業所の入口の床が濡れていたり、小海線不通により通所ができなかったりということがあったが、新型コロナウイルス対策としての養護学校休校により、放課後等デイサービス事業所が令和2年3月2日より急に忙しくなり、急遽職員のシフトを変えて対応をしている。

今までの伝染性のノロウイルスやインフルエンザの場合は、発症しても本人や家族が休暇を取ればすんだが、新型コロナウイルスの場合は、一人でも患者が出れば事業所閉鎖といわれ、場合によってはもっと厳しい条件が要求されそうである。

3. 障がい福祉サービスの動向

(1) 平成から令和へ

平成時代に、障がいの定義が拡張され、身障・知的・精神に発達障がい・難病等が加えられて、令和時代に引き継がれた。

平成時代に、措置費制度から障がい者自立支援法（後の障がい者総合支援法）に変わり、令和時代に引き継がれた。

平成時代に、障がい者の就労支援が強化され、令和時代に引き継がれた。

平成時代に、障がい者施設・事業所の経営に、営利法人等の参入が認められ、令和時代に引き継がれた。

平成時代に、社会福祉法人制度改革が行われて、令和時代に引き継がれた。

このように、平成時代に障害者福祉制度の多くの改定が行われたが、令和時代にはそのまま引き継がれ、当面大きな変化はないように思われる。

(2) 障がい福祉サービス事業所の現状

いままで、利用者の障害特性の多様化に応じて、特性を理解してふさわしい対応をするための手法が開発され、職員研修のテーマもそれらを中心に進められてきたが、最近、個人情報保護法や障がい者虐待防止法の制定により、障がい者の人権尊重が重視されるようになって、世間の目が厳しくなっている。

障がい者施設・事業所には、事業種別により看護師、理学療法士・作業療法士、保育士、介護福祉士等の配置が必要になっているが、実務経験年数を条件に各種研修による資格取得者の配置が求められている。そのほか、障がい者の就労移行支援・就労継続支援等の事業現場では、利用者の就職数や工賃収入額に条件がつけられている。

障がい福祉サービス報酬の改定は3年ごとに行われるが、見直し額は、基本的には据え置きで、有資格職員の配置や、就職者数・工賃額によって福祉サービス報酬の減額や加算が行われている。したがって、職員待遇には常に限界がある。

〔註〕 障がい児については児童福祉法でカバーしているが、内容は障がい者関連の制度にほぼ準じている。

(3) 障害福祉関連の情報公開が進められた。

社会福祉法人については「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」ウェブサイト、障がい福祉サービス事業所については「障がい福祉サービス等情報検索」ウェブサイトで見ることができるようになった。

いずれのサイトも、全国全ての社会福祉法人及び障害福祉サービス事業所についての詳細な情報が記載されていて、本来は、国民に向けた情報の公開が目的で

あるが、本法人の立ち位置を知る上でも大いに参考とすることができる。

4. 法人組織について

- (1) 理事会は、3ヶ月に1回の開催を原則とし、理事会には監事の出席も義務付けられていて、今後予想される厳しい局面に対処すべく、本法人の業務決定に関わってゆかなければならない。
- (2) 評議員会は、3月の事業計画・予算、6月の事業報告・決算及び役員改選のための会議のほか、必要に応じて開催される。
- (3) 責任者会議は、各事業所の所長及び副所長クラスの参加による、毎月1回の開催を原則とし、理事会と現場職員とのつなぎ役の立場から、各部門相互の情報交換と問題点の洗い出しを行い、各拠点の円滑な運営を進めるとともに、法人全体の方向性への提言を行うよう、重要な役割を果たすことが求められている。

5. 当面の課題について

(1) 事業収入の減少傾向について

最近約1年前から、法人全体の月次事業収入の前年比が100%を割っている、すなわち、月ごとの収入が、前年同月より少なくなってきた。

その原因は、新規の利用者数が少なくなり、在籍者数が少しずつ減少してゆくことと、部門によっては、職員の欠員が生じても新規職員が充足されないことなどにある。そして、利用者を増やしたり職員を確保したりすることは、これからも、事業運営の最重要課題となってゆくのは確実で、その対策には厳しいものがある。

更に付け加えれば、事業収入のメインは利用者数×報酬単価で、事業支出のメインは職員の人件費であるが、報酬単価がほとんど上がらず、職員定数が利用者数に応じて決まっているので、職員の待遇改善に限界があるのが現状である。

(2) 利用者及び職員の現状把握について

各事業所の現状を把握するため、10月当初に、事業所ごとに次の資料をつくり理事会に提出することとする。

利用者数：定員、現員、超過可能数、空き人数

職員数：現員、常勤換算数、配置基準数、職員数の過不足

敷地建物：敷地及び建物の広さ等の過不足感

(3) 施設整備について

令和2年度の施設整備計画は、今のところ新規の土地及び建物についての計画はなく、車両・機械器具等の更新や修理が主なものとなっている。

(4) 各事業所の状況について

● 佐久コスモスワークス

平成4年開所以来29年目を迎えて利用者の高齢化が進み、体力的衰えから、ふらつき、歩行困難、転倒と打撲、情緒不安定等の現象が見られ、職員による見守り、身体介助、カウンセリング的会話、成年後見制適用等の必要性が高まっている。

● 佐久コスモスワークス岸野

平成29年に二つ目のグループホームが建てられから、空き地が狭くなり、駐車場と運動場の用地として近隣の土地を購入し、整地も終わり使用を開始している、コスモス祭がすっかり定着し、地域のイベントとして期待されている。

● 第二佐久コスモスワークス

比較的重度の利用者が多く、利用者の処遇について、事業所と利用者、保護者、相談支援専門員相互間の意思疎通への配慮がこれからも必要になる。

● 重心通園事業所ひまわり

就学前児童の養護学校進学、他事業所利用の増加等により、平成29年度までの利用増の傾向が変わり、利用児童数の減少が顕著になっている。

● ワークサポートこすもす

中込事業所は就労移行支援定員10名、石神事業所は自立訓練定員10名、合計定員20名の多機能型事業所として運営を続け、利用者は、主として精神障害者と発達障害者で高学歴利用者も多い、年限が2年制のため回転が速く、利用率が低いので伸び悩んでいる。

● 障がい福祉サービス事業所どんぐり

この事業所の利用は、障がい者と障がい児の両者が対象で、早朝・夕方などの時間外、土日や学校の長期休暇の稼働が主で、制度的に稼働日数が24時間365日となっているので、職員の充足が課題となっている。

● ライフサポートコスモス

グループホームと短期入所の2事業を行い、障がい者への宿泊サービスを提供している、重度の障がい者を受け入れには、スプリンクラーの設置そのほか消防法の規制が厳しい。

● 障がい者就業・生活支援センターほーぷ

就職を希望する障がい者を対象に、就職の全般的支援を行っているが、他の事業と異なり、相談支援事業所と同様に事務室と乗用車だけがあり、外回りの仕事为主体となっている。なお、この事業所の利用は、知的障がい者のほか、精神障がい者と発達障がい者の増加がみられている。

6. その他

(1) 事業所現場の雰囲気をもくしてゆきたい。

世の中は、働き方改革が強調されるようになったが、職員に対するスルストレスが増えているように思われ、職員の精神衛生に留意する必要がある。

(2) 研修について

職員の法人内及び法人外の現場研修を重視する。

(3) PRについて

ホームページ及び機関紙による外部へのPRを強化する。

新型コロナウイルス感染予防対策について

1. 利用者について

- (1) 朝体温を測定し、37.5 度以上の発熱また咳・のどの痛みなどの呼吸器症状がある場合には、原則通所を断る取り扱いとします。また、必ず症状をご連絡いただくこととします。
- (2) 利用中発熱等の上記の症状が確認された場合は、原則家庭静養とします。

2. 職員について

- (1) 各自出勤前に体温を測定し、37.5 度以上の発熱また咳・のどの痛みなどの呼吸器症状がある場合には、出勤しないこと。その場合には必ず症状を報告すること。
- (2) マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底すること。

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について

1. 新型コロナウイルス感染が疑われるものとは

風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上（高齢者・基礎疾患がある利用者等については、2 日程度）続いている者また強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者をいう。

2. 法人における対応

新型コロナウイルス感染が疑われるものが発生した場合、当該事業所等は、当面、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

- ①情報共有・報告等の実施
- ②消毒・清掃等の実施
- ③濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
- ④濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
- ⑤濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

①情報共有・報告等の実施

当該事業所等が新型コロナウイルス感染が疑われるものを把握した場合、当該事業所等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに所長・理事長への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに県及び佐久市への報告を行うこと。

②消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われるものが利用した部屋や車両等については、清掃・消毒を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールまたは、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。トイレのドアノブや取っ手等は消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭する。

③濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、事業所等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と長時間の接触があった者。
- ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を介護していたもの。
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者。

④濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。その場合、保健所と相談し、職員が必要なサービスを提供する。

⑤濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

3. 事業所の運営について

保健所及び関係機関の指示に従う。

(社会福祉法人佐久コスモス福祉会)

令和2年度多機能型事業所 佐久コスモスワークス事業計画

[基本方針]

多機能型事業所（生活介護、就労継続支援B型）として、それぞれの事業所の機能を充実させ、仲間一人ひとりにあった活動の場を提供することによって、一人ひとりが安心して通える場になるよう努めます。

[重点目標]

1. 私たちは、一人ひとりの仲間のニーズに添った活動場所を提供し、安心、安全に過ごせる場になるよう環境を整えます。
2. 私たちは、仲間の思い及び人格を尊重し、常に仲間の立場に立った支援を提供し、働く喜びと生きがいの持てる事業所を目指します。
3. 私たちは、仲間としっかりと向き合い、対等、肯定の姿勢で、一人ひとりの力が伸ばせるよう支援します。
4. 私たちは、家庭との意志疎通及び連携を進めます。そして、仲間達がより良い地域生活が送れるよう相談支援事業所「コスモス」と連携し、支援します。
5. 私たちは、仲間の支援方法についての共通認識及び基礎的知識の学習等、仲間一人ひとりのニーズに添った支援が提供できるよう職員研修を充実させます。
6. 私たちは、職員間の報・連・相とお互いを認め合うことで、常にチーム支援を意識した支援を行います。
7. 各事業計画については、必要に応じて別途詳細な実施計画を作成し、実施します。

[生活介護事業活動計画]

1. 1 階作業班活動について

(1) 心と体の健康の維持・増進を一番の目的として活動します。

一人ひとりの体力や機能、ニーズに応じて、それぞれが持てる力を十分発揮できるよう、また生きがいや役割を感じられる活動を行います。

①体力維持や地域との交流のため、午前と午後に分けてそれぞれのペースで毎日ウォーキングを行います。

②ストレッチや運動、歌うことを通して体力維持を兼ねた活動を行います。

③体験を広げたり、地域と交流することを目的に、地域のイベントなどの活動に参加します。また、地域の方々と交流やかかわりを持てる機会を設けていきます。

④個々の力を活かしたり、伸ばしたりする作業の時間を取り入れます。

⑤リハビリが必要な方に対しては、定期的に関リハビリ指導を実施します。

⑥季節を感じられる工作等を計画し、取り組みます。

(2) 販売・ギャラリースペースの有効活用

ワークス製品の販売及び仲間の作品を展示し、活動の発表の場とします。

(3) 利用者のニーズに合わせ、入浴サービスを実施します。

現在入浴サービスを利用している利用者も含め、利用者のニーズの把握を行い、入浴日の回数や対象人数などを検討します。(特に重心の仲間については、引き続き定期的な利用ができる体制を整えます。)

2. 生産活動について

(1) 生産活動方針

自主製品の製造・販売活動及び軽作業を通して、以下の取り組みを行います。

- ①個々の持つ能力をできるだけ引き出し、少しでも伸ばせるような取り組みを行います。
- ②一人ひとりにあった無理のない作業量での生きがい作りや、健康維持に取り組みます。

(2) 生産活動内容

①クッキー製造・販売

◎消費者のニーズに沿った各種製品の製造に取り組み、商品の安定した供給を進めていきます。年間の売り上げは250万円以上を目標とします。

◎作業内容を検討していくことで、魅力的な新商品の開発も進めていきます。

◎季節商品のクッキー、イベント用商品の安定した製造と供給を進めます。

◎年間を通しての手洗い・うがい（冬期）の励行、ビニール手袋、マスクの着用等衛生管理の徹底を図ります。

◎クッキーカッターによる作業を遂行し作業効率の向上と、職員の負担を軽減し仲間の見守り等に配慮していきます。

◎仲間が作業に気持ち良く取り組めるよう、気分転換などの時間を積極的に取れるよう対応を行ないます。

②軽作業

◎全員が落ち着いて作業に取り組めるよう、環境を整えます。

◎一人ひとりの能力に見合った、楽しんでできる作業内容・作業量を提供します。

◎毎日の衛生管理に注意し、徹底を図ります。

◎健康維持のため、ウォーキングなど運動を多く取り入れます。

③配達業務

◎商品パンフレットを活用し、配達先々や地域の方々や保護者に対してのPR活動を積極的に行い、販売促進を進めます。

◎配達・豆腐仕分け・ラベル貼り等豆腐配達に携わるメンバー一人ひとりが、自分たちの仕事として誇りを持って行えるように支援し、地域とのつながりを深めます。

④清掃作業（合庁清掃）

◎地域との交流を深めると同時に作業実習の場として、引き続き継続します。

[就労継続支援B型事業活動計画]

1. 生産活動方針

国産小麦使用の安心・安全なパン製造・販売活動を通して、一人ひとりの強みが自信に繋がるようにサポートとしていきます。また、700万円以上の売り上げを目標にし、工賃アップを目指します。

2. 生産活動内容

(1) 仕事能力を高めるための機能

製パン技術の向上、接客の練習や、お金計算などの学習を取り入れます。また個々の能力に合わせてパソコンを使った作業も取り入れていきます。

(2) 生活力向上のための場としての機能

日常生活にともなう、清掃、ごみ出し分別、食事準備などの練習の場として、一人ひとりの生活力を高めていきます。

(3) 季節に応じた商品の販売促進

旬の素材を使用したパンを広く認知してもらうため、POPやメニ

ユー表等を活用し1人でも多くのお客様に周知していきます。

また、季節限定商品などは、限定シールを活用しPRしていきます。

(4) 販売スペースの充実と顧客の獲得

季節に応じ販売スペースの模様替えを行い、お店として入りやすい店づくり。またすぐに注文を受けられるよう、注文票の作成をして顧客の獲得を行っていきます。

顧客を増やすことを目標に、商品のPR活動を行います。

(5) イベント用のパンの作成

コスモス祭などのイベント限定の物を販売できるよう、皆でアイデアを出し合って販売できるよう企画していきます。

(6) 余暇活動について

リフレッシュできるように、喫茶や外食などを計画していきます。また、作業量の少ない日には、外に出て体を動かす機会を設け、健康づくりにつなげていきます。

[共通活動計画]

1. 自主製品販売活動について

(1) パン、クッキー及び岸野製造のせんべいなどを中心に店頭販売、配達、卸売などを進めると共にバザー、イベントなどの販売会に参加します。

(2) 配達や販売会など、様々な機会を通じて顧客のニーズの把握に努め新製品の開発につなげていきます。

2. 生産活動支援について

日中活動において、一人ひとりに合った無理の無い作業量での生きがい作りや健康維持に取り組むとともに、個々の持つ能力をできるだけ引き出し、少しでも伸ばせるよう取り組みを行います。

(1) 仲間の技術維持・向上へ向けて作業方法の工夫やアドバイスを重ね

ていきます。

- (2) 様々な作業種を提供することで、個々の役割の拡大、自信につながり、個々の持つ力を活かした作業を見つけていけるよう支援します。
- (3) 仲間同士や職員との関わりの中で互いに協調し、個々が伸び伸びと力を発揮できるよう支援します。
- (4) 一人ひとりが清潔や衛生についての意識を持てるように働きかけると同時に、家庭とも協力して取り組みます。
- (5) 作業を通じて、物を作り出す、完成させるなどの喜びを感じ取れるよう支援します。
- (6) 自分の役割や協働する楽しさなどを実感出来るように支援します。
- (7) 販売や配達などを通して地域と関わることで、作業への意欲、やりがいにつながっていけるよう支援します。
- (8) 機材や什器、白衣、帽子、靴などの衛生管理に努め、清潔、安全な職場環境を作ります。

3. 生活援助について

- (1) 年1回の家庭との個別面談（必要な方は家庭訪問を実施）及び必要な場合は随時実施して、家庭と協力しながら支援します。
また、個別支援計画をもとに個人的・集団的な支援を行います。
- (2) 相談支援について（相談支援事業所「コスモス」と連携）
 - ① 仲間が生活上で困っていること等がある際に相談にのり、解決のための方法を検討。そのために必要な調整・支援の確保等を行います。
 - ② 仲間の福祉サービス利用状況を把握すると同時に家庭からの要望や意見も適宜把握し、円滑に支援が継続できるようにします。
 - ③ サービス提供事業所との情報交換会を適宜実施し、支援状況の

共有、支援方法の検討等を行います。

(3) グループ旅行について

仲間・家族の要望をできるだけ取り入れ、楽しめる旅行を計画します。また、職員の負担や準備、当日の運転など減らせるよう配慮し、仲間に安全に楽しんでもらえるよう無理のないように計画します。

- ① 仲間の希望、要望、夢を聞き取りした内容を取り入れつつ、体力や身体の状態を配慮し、距離や行き先などを考え、皆が楽しめる旅行を計画します。
- ② 集団行動に配慮が必要な仲間に関しては、小人数での旅行を計画し個別の対応も必要に応じて行います。
- ③ 家族と離れ、他の仲間や職員と旅行をすることで、家庭とは違う機会を経験し、家族にはひと時の休息時間にしてもらえるよう計画します。旅行前に家庭と連絡を密に取り、安心して送り出してもらえるよう配慮します。

(4) クラブ活動、土曜日課、ゆかいな会（創作活動）

- ① 仲間の趣味や興味を広げ、娯楽や健康へとつなげ、余暇活動の充実を図ることを目的として、下記の活動を行います。

a. クラブ活動

料理・音楽・手芸・ウォーキングクラブの中から仲間に希望を取り、実施可能なクラブを年間通して行います。クラブによっては講師を依頼し、仲間がより楽しんで過ごせる内容を実施します。基本的に毎月第1土曜日を利用し実施します。

b. 土曜日課

仲間の希望を取り入れた年間計画を作成し、仲間たちが自ら進んで楽しめるようなスポーツや新たな余暇活動を提供します。また仲間のニーズに合わせて室内活動も取り入

れます。基本的には、毎週第3土曜日に実施します。

c. ゆかいな会（創作活動）

- ・希望する仲間を対象に、自由な創作活動を行う場として月1回実施します。活動内容としては、絵画、工作、書、その他手芸を芸術活動の一つとして取り入れ、基本的には仲間が選び行います。
- ・季節感のある題材を用意することで、季節を作品に取り入れられるようにしていくと同時に創作意欲につなげていきます。また、新しい画材や絵以外の創作についても引き続き提案していきます。
- ・ボランティアの方々に相談役をお願いし、仲間個々にあう画材を提供し、活動の幅が広がるよう援助します。
- ・仲間の作品が、多くの人目に増える機会を作ります。コスモス祭、ふれあい広場、福祉展に出品するほか、無理のない範囲でコンクールなどにも引き続き応募していきます。また、ワークス内の展示については、定期的に作品を入れ替え、仲間の励みにつなげていきます。
- ・芸術活動を通じ、他施設と交流が深められるような機会が作れるよう検討していきます。
- ・今までの作品を含め、保管の仕方及び整理について検討します。
- ・いろいろな作品に触れる機会として、展示会の見学などを検討していきます。

(5) 仲間の会について

仲間の自治能力の向上をめざし、仲間の会（自治会）の充実を図り、仲間自らが運営していけるよう援助します。

- ①誕生日会の企画・運営（基本的に毎月第1土曜日）
- ②季節ごとの行事を仲間の会役員と一緒に計画し、仲間に提供します。
- ③仲間の自治活動（話し合い・学習会など）の時間を設けます。
（2～3ヶ月に1回程度）事前に仲間の会役員会を設け、企画・運営も仲間の会役員主導で進めていきます。
- ④普段の生活の中で、仲間からの提案・苦情等に耳を傾け、仲間全体で話し合わなければならないことについては、帰りの会等を使いその都度、話し合い解決していきます。
- ⑤法人内各施設の仲間同士が交流できるよう、仲間の会役員会等で話し合い、引き続き考えていきます。

（6）主な行事について

①季節を感じる行事などの実施及び参加

目的：季節を感じ、また日本の文化に親しむことができるようにします。地域の行事にも参加し、親睦を深めます。

内容：花見、プール、クリスマス会、新年会、ひな祭り等

②望年会

目的：一年のご苦労会と同時に保護者、協力者、理事、評議員等との交流を深めます。

4. 給食について

調理を外部委託（委託先：株メフォス）。

給食検討委員会を毎月開催し、委託先との連絡・調整を行い、今まで同様、成人病予防や咀嚼等、個々に合わせた食事内容や形・食器の配慮を行います。

また、栄養目標値に近づけるバランスのとれた献立を提供するとともに、昼食が楽しみとなるよう、季節や行事に配慮した食事を提供します。

5. 保健衛生について

- (1) 出勤時の視診、問診、バイタルチェックにより日々の健康状態の把握を行い、健康管理の推進に努めます。
- (2) 体重、血圧測定毎月行い、結果を各家庭に伝えるとともに、その変動に注意を払います。
- (3) 健康講話：市の保健師を中心に健康に関する講話を実施し健康に関する意識の向上に役立てます。
歯科講話：市の歯科衛生士による歯磨き指導を実施します
- (4) 健康相談：浅間病院の医師による健康相談を年2回行います。
相談内容は保護者、職員全体に呼びかけ実施します。
- (5) 理学療法士：月1回 作業療法士：月1回（作業活動、日常生活活動、リラクゼーション）などを個々のニーズに合わせて行います。また個々に必要な指導については職員が行います。
- (6) 歯科検診（年1回）：浅間病院歯科にて検診を行います。歯の健康に努めます。
- (7) 健康診断（年1回）：浅間病院にて検診を行います。健診を実施する事により、疾病の早期発見に努めます。
- (8) インフルエンザ予防接種を行いません（希望者のみ）
- (9) 女の子の日ノート（生理）の活用により体調管理に努めます。
- (10) 日常的支援及び指導
 - ①歯磨き指導を行い健康な歯の維持に努めます。
 - ②身だしなみ：洗面・整容・爪きり等に気をつけ身なりに気を配り清潔を心がけます
- (11) 個別メニューの相談に応じて支援します：健康面・衛生面・生活支援・リハビリ等
 - ①健康面で気になる人の相談：休養・家庭への連絡・処置をします。

②重症心身障がい者への支援：リハビリ・生活支援・入浴支援等を実施します。

③定期的な皮膚の処置と点検をします。

④内服薬の管理と把握。変更時の職員への情報提供をします。

(12) 通院支援

定期通院の把握と確認をします。基本的には家庭で通院しますが、家庭で行かれない場合や緊急時には看護師が付き添います。疾病について理解を深める手助けをします。

(13) 感染症予防

感染症に対する知識の普及に努めます。

感染症に対する予防や対応（手洗い・うがいの励行・マスクの使用）を行います。

(14) 救急時の対応

消防署の救命救急士による救急救命講習及び実技を年1回実施します。

(15) その他

①衛生物品の補充をします。

②洗面所周辺・1階トイレの清掃美化をします。

③感染症対策：タオルの消毒・うがい用コップ・歯ブラシの消毒をします。

④入浴支援をします。

④出前講座の活用をします。

6. 防災計画について

災害予防並びに利用者が安全に災害から回避できるよう援助することを目的とします。

(1) 関係行政機関（消防署等）との連絡・連携を密にして十分な指導を受ける時間を設けます。

- (2) 防火管理者は、日頃から全職員に災害防止の徹底を図ります。
- (3) 職員は、防災、安全確保に努めるとともに、非常時に冷静敏速に行動できるようにするため、様々な想定（火災、地震）で訓練を実施し、職員間の連携を図ります。また、消火器の扱いや設備操作についても全職員がその機能を把握できるよう定期的に講習を行います。
- (4) 利用者が防災意識を持ち、一人ひとりが安全に避難できるようになるために年3回避難訓練（内1回避難・消火訓練）を行います。内1回は2施設（ワークス、作業センター）合同の訓練とします。また、日頃から防災に関する話題を提起し、防災意識の向上を図ります。
- (5) 上記訓練以外に、定期的に1階作業室からの安全な避難方法の体得、2階非常階段から安全に避難に導くための訓練を行います。
- (6) 関係機関から防火講習等の連絡があるときは、積極的に参加し、防火知識の向上を図ります。
- (7) 地震体験移動車による地震体験について検討します。

7. その他の計画について

(1) 職員会

職員会については、基本的に第3水曜日の利用者帰宅後実施します。班会議、ケース検討を行うなかで、仲間1人ひとりの支援方法について情報の共有化を進めます。その他に利用者帰宅後の帰りの会で、日々の利用者の状況を確認し、支援についての共有化を進めます。

(2) 職員研修

職員の資質向上を図り、もって仲間一人ひとりの発達を保障するため下記の研修を実施します。

- ①職員一人ひとりが研修の課題を決めて、他施設研修を実施し

ます。また、外部研修についても積極的に参加します。

②仲間一人ひとりの障害特性についての基礎的知識の学習及び支援充実のためのケース検討会を実施し、障がいの軽減、改善がはかれるよう内部研修を進めます。

③各団体主催の研修に積極的に参加し、支援についての学習を深めます。併せて復命研修を行い、他の職員への共有化を進めます。

(3) 個別支援計画

定期的（3ヶ月毎）に支援内容を振り返り、必要に応じて個別支援計画の見直しを行います。

(4) 仲間の担当

仲間の担当制については、引き続き個々の担当制と班毎のチーム担当制（パート職員含む）とし、支援の充実に努めます。

(5) 保護者との連携強化

連絡帳の活用、個別連絡及び必要に応じて個別訪問を行い、利用者の家庭での状況を把握しながら、支援の充実に努めます。

(6) 地域の方々に施設を知っていただくとともに、障がいのある仲間達への理解を深めることを目的に今年度もコスモス祭を全体のお祭りとして開催します。

(7) 交流活動

地域との連携、仲間たちへの理解を深めることを目的として、実習生やボランティアの受け入れ、各中学校との交流及び地域行事への参加を積極的に進めます。

(8) 送迎について

仲間の高齢化、重度化及び家庭環境の変化に伴い、今後も送迎については要望が多くなると見込まれるため、引き続き送迎体制の充実に努めます。

令和 2 年度行事予定

月	行 事 内 容
4	花 見、若宮祭り参加 避難訓練
5	健康講話
6	佐久地区障がい者スポーツ大会 歯科検診 健康相談
7	プール、岸野よいよい祭り参加 健康講話
8	盆休み、大掃除、コスモス祭
9	県障がい者スポーツ大会 避難訓練
10	県知障協佐久支部レク 佐久ふれあい広場 健康診断（簡易ドック）
11	佐久市福祉展参加 インフルエンザ予防接種
12	クリスマス会、望年会 大掃除 健康相談
1	年末年始休み 新年会（初詣） 避難訓練 健康講話
2	節 分 ナイスハート in 佐久
3	ひな祭り

- ※ グループ旅行の実施
- ※ 誕生会の実施
- ※ 体重・血圧測定毎月実施
- ※ 随時地域行事に参加
- ※ 適宜に各作業班毎の行事実施

但し、実施月及び内容については、実状に応じて変更する場合があります。

日 課 表 (令和 2 年度)

平 日 日 課 表

8 : 3 0	出勤・作業準備
	健康チェック
8 : 4 5	作 業
1 0 : 1 5	休 憩 (各班毎適宜)
1 0 : 3 0	作 業
1 2 : 0 0	昼 食
	休 憩
1 : 1 5	作 業
2 : 1 0	休 憩 (各班毎適宜)
2 : 3 0	作 業 (各作業班毎清掃)
3 : 3 0	終わりの会
3 : 5 0	終 業 (帰宅準備)

土 曜 日 課 表

8 : 0 0	出 勤
8 : 4 5	朝 礼
9 : 0 0	第 1 クラブ活動
	第 3 余暇活動
	昼 食
1 2 : 0 0	休 憩
	清 掃
1 : 1 5	帰りの会
1 : 4 0	終 業 (帰宅準備)

※ 日曜及び祭日は休所日

※ 第 3 水曜日 午後 2 時終業

※ 各班毎に体を動かす機会を設けます。

※ 実情に応じて変更の場合もあります。

令和2年度相談支援事業所コスモス事業計画

1 利用者

契約者 56名（令和2年3月31日現在）

2 基本相談支援事業

(1) 事業概要

障害者総合支援法の趣旨にのっとり、かつ、社会福祉法人佐久コスモス福祉会の基本理念及び事業方針を踏まえ、法令及び社会規範を遵守し、障がい者の地域生活を支える「相談支援」事業に取り組みます。

事業の実施にあたっては、利用者がその有する能力及び適正に応じ、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、相談その他の日常生活上の援助を総合的かつ効果的に行います。

相談支援の実施にあたっては、市町並びに他の障がい福祉サービス事業を行う者等との密接な連携に努めます。

(2) 対象者

佐久市、南佐久郡、北佐久郡内に居住する障がい者

ただし、上記以外に居住する障がい者に対応する場合があります。

(3) 内容

相談員は生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成及び関連する業務を行います。

3 特定相談支援事業

(1) 事業概要

障がい者及びその保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や便宜を供与し、及び権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。

(2) 対象者

佐久市、南佐久郡、北佐久郡内に居住する障がい者

ただし、上記以外に居住する障がい者に対応する場合があります。

(3) 内容

- ア 福祉サービスの利用等に支援
- イ 障がいや病状の理解に関する支援
- ウ 健康・医療に関する支援
- エ 不安解消・情緒安定に関する支援
- オ 家族関係・人間関係に関する支援
- カ 家計・経済に関する支援

- キ 生活技術に関する支援
- ク 社会参加・余暇活動に関する支援
- ケ 権利擁護に関する支援
- コ その他の生活相談支援

(4) その他

- ・平成 30 年度の障害福祉サービス等報酬改定により業務が増加しているため、業務の内容を見直し、効率化を図ります。
- ・関係するそれぞれの事業所とサービス等利用計画やモニタリングの内容を共有し、支援に生かされるような方法を考えていきます。

今年度は上記の 2 点について重点的に取り組み、更に以下の点についても可能な限り実行できるよう努めます。

- ・保護者とともに学習する機会を設け、互いに理解を深め、協力して支援をすすめられるようにします。また、相談支援事業所としての活動を知ってもらったり、様々な情報を伝えていくための広報活動を行います。
- ・アセスメントの機会をとらえ、家族や支援者と協力して個々の利用者の『ライフスタイルカルテ』づくりを進め、より良い支援につなげていきます。
- ・研修や学習会等に積極的に参加し、情報収集や自己研鑽に努めます。また仲間自身が自らの生活を考えたり、仲間主体の余暇・社会参加活動といった視点を持ったプランの作成を心掛けます。
- ・自立支援協議会を通じて、市町村や事業所等と連携し、地域全体の福祉の向上のためにソーシャルワーカーとしての役割を果たしていきます。

令和 2 年度 多機能型事業所
佐久コスモスワークス岸野事業計画、

[基本方針]

多機能型事業所（生活介護、就労継続支援 B 型）として、それぞれの事業所の機能を充実させ、仲間一人ひとりにあった活動の場を提供することによって、一人ひとりが安心して通える場になるよう努めます。

[重点目標]

1. 私たちは、一人ひとりの仲間のニーズに沿った活動場所を提供し、安心して通える場になるよう努めます。
2. 私たちは、仲間の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を提供し、働く喜びと生きがいの持てる事業所を目指すとともに、一人ひとりの力が伸ばせるよう努めます。
3. 私たちは、家庭との意思疎通及び連携を進めます。そして、仲間達がより良い地域生活が送れるよう相談支援事業所「コスモス」と連携し、相談支援の充実に努めます
4. 私たちは、仲間の支援方法について、基礎的知識の学習を通じて、共通認識を高めて行き、仲間一人ひとりのニーズに添った支援が提供できるよう研修の充実に努めます。
5. 各事業計画については、必要に応じて別途詳細な実施計画を作成し実施します。

[生活介護事業活動計画]

1. 生活活動方針について
自主製品の製造・販売活動及び軽作業、請負作業を通して、以下の取り組みを行います。
 - (1) 個々の持つ能力をできるだけ引き出し、少しでも伸ばせるような取り組みを行います。
 - (2) 一人ひとりにあった無理のない作業量での生きがいづくりや、健康維持に取り組みます。
2. 生産活動内容
 - (1) 請負作業
利用者に過度の負担にならない作業量で作業を行い、継続性を考えながら、仕事の確保と新規作業の開拓に努めます。
 - (2) さをり織り・きょうされんふきんの製造、自主製品の製造
 - ① 個々の能力を活かしながら、さをり織り、きょうされんふきんの製造、販売を行います。
 - ② さをりに関しては、様々な縫製品を視野に入れながら、専門家

とも連絡を取りながら研究を行い、加工等を施し、新たな商品の開発を進めます。

③手工芸品を中心とした自主製品等の研究・開発をしていきます。

(3) 配達業務

①商品パンフレットを活用し、配達先の方や地域の方々や保護者へのPR活動を積極的に行い、販売促進を進めます。

②卸販売先における商品棚などのメンテナンスを進めます。

③配達メンバー一人ひとりが、自分達の役割として認識できるように支援し、地域との交流を深めます。

(4) 清掃作業（合庁清掃）

地域との交流を深めると同時に作業実習の場として、引き続き継続します。

[就労継続支援 B 型事業活動計画]

1. 生産活動方針

自主製品の製造・販売活動及び軽作業、請負作業を通して、以下の取り組みを行います。

(1) 個々の持つ能力をできるだけ引き出し、少しでも伸ばせるような取り組みを行います。

(2) 利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえ、生産活動の効率が図れるよう配慮し、工夫を行います。

2. 生産活動内容

(1) 請負作業

①利用者に過度の負担にならない仕事量で作業を行い、継続して行えるよう仕事の確保に努めます。

②年間を通じて取り組める新たな請負作業の開拓については、企業訪問等を通じ進めます。

(2) せんべい製造

①国産小麦粉使用による、手作りの良さを活かしたせんべい作りを行い、消費者のニーズに沿った各種製品の製造に取り組みます。

②新しい商品の販売促進を進めて行きます。

③通常の商品に加え、地域の観光に合わせた商品を提供することによって、300万円以上の売り上げを目標にし、工賃アップを目指します。

(3) 清掃作業（合庁清掃）

地域との交流を深めると同時に作業実習の場として、引き続き継続します。

[共通活動計画]

1. 自主製品販売活動について

- (1) 本園製造のパン、クッキー及びせんべいなどを中心に店頭販売、配達、卸売などを進めると共にバザー、イベントなどの販売会にも参加します。
- (2) 配達や販売会など、様々な機会を通じて顧客のニーズの把握に努め、新製品の開発につなげていきます。

2. 生産活動支援について

日中活動において、一人ひとりに合った無理のない作業量での生きがい作りや健康維持に取り組むとともに、個々の持つ能力を出来るだけ引き出し、少しでも伸ばせるような取り組みを行います。

- (1) 仲間の技術維持・向上へ向けて作業方法の工夫やアドバイスを重ねて行きます。
- (2) 様々な作業種を提供することで、個々の役割の拡大、自信につなげ、個々の持つ力を活かした作業を見つけて行けるよう支援します。
- (3) 仲間同士や職員とのかかわりの中で互いに協調し、個々が伸び伸びと力を発揮できるよう支援します。
- (4) 一人ひとりが清潔や衛生についての意識を持てるように働きかけると同時に、家庭とも協力して取り組みます。
- (5) 作業を通じて、物を作り出し、完成させることの喜びを感じ取れるよう支援します。
- (6) 自分の役割や協働する楽しさなどを実感出来るように支援します。
- (7) 販売や配達などを通じて地域と関わることで、作業への意欲、やりがいにつなげていけるよう支援します。
- (8) 機材や什器、白衣、帽子、靴などの衛生管理に努め、清潔、安全な職場環境を作ります。

3. 生活援助について

- (1) 年1回の家庭との個別面談（必要な方は家庭訪問を実施）及び必要な場合は随時実施して、家庭と協力しながら支援します。また、個別支援計画をもとに集団的・個人的な支援を行います。
- (2) 相談支援について（相談支援事業所「コスモス」と連携）
 - ① 岸野に通所する仲間が生活上で困っていること等がある際に相談にのり、解決のための方法を検討し、そのために必要な調整・支援の確保等を行います。
 - ② 仲間の福祉サービス利用状況を把握すると同時に家庭からの要望や意見も適宜把握し、円滑に支援が継続できるようにします。
 - ③ サービス提供事業所との情報交換会を適宜実施し、支援状況の共有、支援方法の検討等を行います。

(3) グループ旅行について

仲間、家族の要望を出来るだけ取り入れ、仲間同士の結び付きやお互いの協力関係を強めて行けるように計画します。また、職員の負担や準備、当日の運転など減らせるよう配慮し、仲間に安全に楽しんでもらえるよう無理のない計画にします。

- ① 仲間の体力や身体の状態を配慮し、距離や旅行先などを考え、皆が楽しめる様な計画にします。
- ② 集団行動に配慮が必要な仲間に関しては、少人数での旅行なども必要に応じて行います。
- ③ 家族と離れ、仲間や職員と旅行を共にすることで、家庭とは違う社会経験の場にします。また、旅行前には、家庭と連絡を密に取り、安心して送り出してもらえよう配慮します。
- ④ 仲間の希望や要望などを聞き、その内容を取り入れながら、楽しい旅行になる様に、宿泊も視野に入れ検討して行きます。

(4) 土曜日課

今年度も活動の場を岸野として、仲間の希望を取り入れながら楽しめる余暇活動を提供します。昼食についてはお弁当の購入で対応しますが、活動内容によっては外食や調理の時間を取り入れて行きます。作業がない中、仲間が趣味や興味を広げ、娯楽へとつなげることを目的として、下記の活動を行います。

① レクリエーション

ボーリングやカラオケ、さらには、DVD鑑賞やフリースペースを使ってのゲームなどを企画して、仲間達が楽しめる時間を提供します。

② 料理

身近なお菓子や料理をみんなで協力して作ります。一人ひとりが役割をもって取り組み、楽しみながら、さまざまな経験を積んで行き、生活の中で活かせる内容も考えて行きます。

③ ドライブと社会体験

近隣の観光名所やショッピングセンターやレストランなどを利用する中から、社会の様子を感じられる様に企画します。

(5) ゆかいな会（創作活動）

① 希望する仲間を対象に、自由な創作活動を行う場として月1回実施します。活動内容としては、絵画、工作、書、その他手芸などを芸術活動の1つとして取り入れ、基本的には仲間が選び行ないます。新しい画材・画法についても引き続き提案して行きながら、仲間の個性や季節の行事等も大切にして創作活動を行っていきます。

② 仲間の作品が、多くの人目に触れる機会を作ります。

また、コスモス祭、ふれあい広場、福祉展への出品、コンクールなどにも応募して行きます。

③ 施設内や施設以外の場にも展示をしていきます。

④ 仲間の作品を取り入れた製品作りも行っています。

⑤ 色々な作品を見に行き仲間達の刺激になるような機会を増やして行きます。

(6) 仲間の会について

仲間達の自治能力の向上をめざし、仲間の会（自治会）の充実を図り、仲間達自らが主体となり運営していけるよう援助します。

- ①誕生日会の企画・実施（基本的に毎月第一土曜日）
- ②仲間から要望（希望・夢等）を聴く時間を設け、季節に合った行事を計画し、提供していきます。
- ③生活の中での仲間からの提案・苦情等に耳を傾け、仲間全体で話し合わなければならない事については、朝会や帰りの会を使い、その都度仲間の会として話し合っていきます。
- ④仲間の自治活動（話し合い・学習会）の時間を設けます。

(7) 主な行事について

①季節を感じる行事などの実施及び参加

目的：季節を感じ、また日本の文化に親しむことができるようにします。地域の行事に参加し、親睦を深めます。

内容：花見、プール、クリスマス会、新年会、ひな祭り等

②望年会

目的：1年のご苦労会と協力者、理事、評議員との交流を深めます。

4. 給食について

調理を外部委託（委託先：(株)メフォス）

給食検討委員会を毎月開催し、委託先と連絡・調整を行い、今まで同様、肥満、病気、咀嚼等、個々に合わせた食事を提供します。また、バランスのとれた献立を提供するとともに仕事の合間の楽しみとなるよう、季節や行事に配慮した食事を提供します。

5. 保健衛生について

- (1) 出勤時の視診、問診、バイタルチェックにより日々の健康状態の把握を行い、健康管理の推進に努めます。
- (2) 体重、血圧測定（毎月基本的には第2週の火曜）を行い、結果を各家庭に伝えるとともに、その変動に注意を払います。
- (3) 健康講話：市の保健師を中心に健康に関する講話を実施し健康に関する意識の向上に役立てます。
歯科講話：市の歯科衛生士による歯磨き指導を実施します。
- (4) 健康相談：浅間病院の医師による健康相談を年1回行います。
相談内容は保護者、職員全体に呼びかけ実施します。
- (5) 歯科検診：年1回、浅間病院歯科にて健診を行います。歯の健康に努めます。
- (6) 健康診断：年1回、浅間病院にて健診を行います。健診を実施することにより、疾病の早期発見に努めます。
- (7) インフルエンザ予防接種を行います。（希望者のみ）
- (8) 女の子の日（生理）ノートの活用により体調管理に努めます。
- (9) 日常的支援及び指導
 - ①歯磨き指導を行い健康な歯の維持に努めます。

- ②身だしなみ：洗面・容姿・爪切り等に気を付け、身なりに気を配り清潔を心がけます。
- (10) 個別メニューの相談に応じて支援します。
健康面・衛生面・生活支援・リハビリ等をおこないます。
- (11) 通院支援
定期通院の把握と確認をします。基本的には家庭で通院をしますが、家庭で行かれない場合や緊急時には看護師が付き添います。疾病について理解を深める手助けをします。
- (12) 感染症予防
感染症に対する知識の普及に努めます。
感染症に対する予防や対応（手洗い・うがいの励行・マスクの使用）を行います。
- (13) 救急時の対応
消防署の救命救急士による救急救命講習及び実技を年1回実施します。
- (14) その他
①衛生物品の補充をします。
②洗面所周辺：1階トイレの清掃美化をします。
③感染症対応策：タオルの消毒・うがい用カップ・歯ブラシの消毒をします。
④保健所の出前講座の活用をします。
6. 防災計画について
災害予防ならびに利用者が安全に災害から回避できるよう援助することを目的とします。
- (1) 関係行政機関との連絡（消防署等）を密にし、十分な指導を受けます。
- (2) 防火管理者は、全職員に災害防止の徹底を図ります。
- (3) 職員は、防災、安全確保に努めるとともに、非常時に冷静敏速に行動できるようにするため、様々な想定（火災、地震）での訓練を実施し、職員間の連携を図ります。また設備操作についても、全職員が設備操作の機能を把握できるよう定期的に講習を行います。
- (4) 利用者自身も日頃から防災意識を持てる様、1人ひとりが安全に避難出来るようになるために、年3回避難訓練（内1回避難・消火訓練）を行います。また、日頃から防災に関する話をし、意識の向上を図ります。
- (5) 上記訓練以外に、定期的に1階作業室からの安全な避難方法の指導、2階非常階段から安全に避難に導くための練習を行います。
7. その他の計画について
(1) 職員会・検討委員会
職員会については、基本的に第3水曜日の利用者帰宅後実施します。全体会議、ケース検討を行うなかで、仲間1人ひとりの支援方法について情報の共有化を進めます。各班の主任で構成する検討委員会では、重要事項及び現場の諸課題についてその都度協議

します。その他に利用者帰宅後の帰りの会で、日々の利用者の状況を確認し、支援についての共有化を進めます。

(2) 職員研修

職員の資質向上を図り、仲間一人ひとりの発達を保障するため下記の研修を実施します。

- ①職員一人ひとりが研修の課題を決めて、他施設研修を実施します。また、外部研修についても積極的に参加します。
- ②仲間一人ひとりの障がい特性についての基礎的知識の学習及び支援充実のためのケース検討会を実施し、障がいの軽減、改善が図られるよう内部研修を進めます。
- ③各団体主催の研修に積極的に参加し、支援についての学習を深めます。合わせて復命研修を行い、他の職員への共有化を進めます。

(3) 個別支援計画

定期的（3ヶ月毎）に支援内容を振り返り、必要に応じて個別支援計画の見直しを行います。

(4) 仲間の担当

仲間の担当制については、引き続き個々の担当制とチーム担当制（パート職員含む）とし、支援の充実に努めます。

(5) 保護者との連携強化

連絡帳の活用、個別連絡及び必要に応じて個別訪問を行い、利用者の家庭での状況を把握しながら、支援の充実に進めます。

(6) 地域の方々に施設を知っていただくと共に、障がいのある仲間達への理解を深めることを目的に、今年度もコスモス祭を全体のお祭りとして開催します。

(7) 交流活動

地域との連携、仲間達への理解を深めることを目的として、実習生やボランティアの受け入れ、小・中学校との交流及び地域行事への参加を積極的に進めます。

(8) 送迎について

仲間の高齢化、重度化及び家庭環境の変化に伴い、今後も送迎については要望が多くなると見込まれるため、引き続き送迎体制の充実に努めます。

令和 2 年度行事予定

月	行事内容	
4	お花見、	避難訓練
5		
6	佐久地区障がい者スポーツ大会	歯科検診 健康講話
7	岸野よいよい祭り参加 プール	健康相談
8	お盆休み、大掃除、コスモス祭	避難訓練
9	県障がい者スポーツ大会	
10	佐久ふれあい広場参加	健康診断 健康講話
11	佐久市福祉展参加	インフルエンザ 予防接種
12	望年会、クリスマス会 大掃除	
1	年末年始休み 新年会（初詣）	避難訓練
2	節分 ナイスハート IN 佐久参加	歯科講話
3	ひな祭り	

- ※ クループ旅行の実施
- ※ 誕生会の実施
- ※ 体重・血圧測定：毎月の実施
- ※ 健康相談の実施
- ※ 随時地域行事に参加
- ※ 適宜に行事実施

但し、実施月及び内容については、
実状に応じて変更する場合があります。

令和2年度 第二佐久コスモスワークス事業計画

1 利用者

定員 20名

現員 19名（令和2年4月1日現在）

※4月1日より、小諸養護学校卒業生が1名通所予定。

2 基本方針

障害者総合支援法及び社会福祉法人佐久コスモス福祉会の基本理念及び事業方針を踏まえ、関係法令・社会規範を遵守し、指定生活介護事業において、利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な支援及び療育を行います。

【重点目標】

- (1) 五つの“感”（「感謝」、「感動」、「感心」、「共感」、「感受性」）を大切にした支援に努める中で、成育歴と家庭環境を熟知の上、発達段階にある課題を利用者と共に認識し、具体的解決方法を持って課題に立ち向かうように努めます。
- (2) 「目標をもって生活（支援）すること」及び「課題に向かって生産活動を行う（支援する）こと」ができるように支援します。
- (3) 明るく清潔で、風通しの良い環境づくりと、利用者の楽しみになるような日課を提案することで、通所率向上に努めます。
- (4) 利用者中心の支援を実行するために、保護者及び各関係機関との情報共有と連携に努めます。
- (5) 過去の失敗を教訓とし、虐待に対する意識向上と、信頼される日常の言動を心がけます。

3 生活支援について

課題 …集団生活と個別の対応の両立。

改善策…多方面からの支援方法の検討、柔軟な考えの取り入れ。

健康で楽しい生活が目標を持って送れるよう、個別支援計画をもとに支援を行います。また、余暇活動や土曜日課等を通じて、様々な社会体験を積むことで、生活の幅が広がるように努めます。

- (1) 健康づくりや気分転換を主な目的として行う「散歩」を通じて、心と体を整え、地域の人々と交流し、四季の変化を感じとる〈豊かな心〉を養います。
- (2) 家庭での対応が難しくなりつつある、入浴を始めとした「整容支援」の取り入れにより、利用者の生活の質の向上につなげます。
- (3) 利用者や保護者の要望に沿って「送迎」を行い、事業所への円滑な通所が確保されるように努めます。
- (4) 外部講師を招いた「おとの広場」（音楽療法）や音楽鑑賞を通じて豊かな情操を育てます。

日課表 (2年度)

平日日課表	
時間	内容
8:30	出勤
8:50	朝の会
9:00	作業
10:15	休憩
10:30	作業
12:00	昼食 休憩
13:15	作業
14:10	休憩
14:30	作業
15:10	清掃
15:30	ウォーキング
15:40	帰りの会
15:50	帰宅準備
16:00	終業

土曜日課表	
時間	内容
8:00	出勤
8:50	朝の会
9:00	土曜日課 ・レクリエーション ・料理 ・ドライブと社会見学
12:00	昼食 休憩
13:15	清掃
13:40	帰りの会
13:50	帰宅準備
14:00	終業

- ※ 日曜及び祭日は休所日
- ※ 第3水曜日 午後2時終業
- ※ 班毎に体を動かす機会を設けます。
- ※ 実状に応じて変更の場合もあります。

- (5) 「土曜日課」については、地域の良さを感じられる季節感のある計画を用意します。また並行して「第二コスモスでゆっくり過ごす」日課を用意し、より多くの利用を働きかけます。
- (6) 年に一度の「秋の旅行」については、日常生活では体験することの出来ない外出の機会を提供します。
- (7) 家庭の都合等により「時間外の支援」の希望がある場合には、タイムケア事業を活用し、柔軟に対応するように努めます。

4 生産活動について

課題 …集団での活動への働きかけの困難さ。

改善策…全体活動とは別に、幾つかの小グループに分けて支援を行う場面を設ける。

青年期における労働の果たす役割の重要性に鑑み、一人ひとりの作業意欲を引き出し、かつ能力が十分発揮できるように取り組みます。また、生産活動に係る材料の買出しや委託製品の販売、配達等の社会体験を通じて、社会人としてのマナーの習得に努めます。

利用者の一人ひとりが興味と関心を持って、意欲的に取り組める作業種の取り入れに努めます。

(1) 一口かすてらの製造

現在の販路を確保し、定期的な製造・販売に努めます。ラベル貼り等の新しい作業への取り組みを検討します。

(2) カレンダー、絵画の作成

利用者の絵画の能力が十分生かされる魅力ある作品作りに取り組みます。

(3) さをり織り

利用者の織る個性ある作品が生かされる製品作りに努めます。

(4) 木工製品、手工芸品

木片で作る画鋸、ビーズ製品等の製作・販売を行います。

(5) 作品キーホルダー等の制作

利用者の作品を製品化し、販売に努めます。

(6) 農作業

借地を活用し、土に親しみ作物を作り、収穫の喜びが味わえるように努めます。

(7) 委託製品の配達

豆腐等の委託製品について、商品のPRに努めます。

(8) 堀内組カレンダー封入作業

専用の治具を作成使用し、利用者が自分の役割を担えるように工夫して支援します。

5 給食について

給食検討委員会を毎月開催し、委託業者（株式会社メフォス）との連携を図り、下記の点に留意しながら、より充実した給食の提供に努めます。

- (1) 衛生面に配慮した清潔な環境の中で、新鮮な食材を利用した食事の提供に努めます。
- (2) 季節や行事に配慮した変化のある食事の提供に努めます。
- (3) 肥満の解消や咀嚼能力等を考慮した食事の提供に努めます。

6 保健衛生について

課題 …加齢に伴う健康面の不安の増加。成人病リスクの増加。

改善策…健康面の気になる点を家庭と共有し、通院に繋げる等適切に対応する。

- (1) 通所時における健康視診やバイタルチェックにより、日々の健康状態の把握を行うとともに毎月の血圧・体重測定の実施により健康管理の推進及び肥満対策等を行います。メディカル表を作成し、年度末に家庭に配布、健康管理の参考にします。
- (2) 日々次亜塩素酸水による所内全般の拭き上げ及び手洗いの励行を実施すること等により、徹底した防疫対策を実施します。
- (3) 理学療法士による「リハビリ訓練」、作業療法士による「療育指導」の取り入れにより、身体機能の維持・向上に努めます。
- (4) 浅間総合病院、佐久市保健師等の協力を得て、健康診断、歯科検診、健康講話等を実施します。また、健診等の際は、内容に応じて保護者にも参加を呼びかけ実施します。
- (5) 昼食後の歯磨き支援の徹底を図り、歯の健康管理に配慮します。状態によっては家庭と相談の上、通院につなげます。
- (6) 女性については生理日を把握し、心身ともに安定出来るよう支援します。

7 防災計画について

- (1) 災害の予防及び利用者を災害から守ることができるよう、関係機関との連携のもとに避難・消火訓練等を年3回、計画的に実施します。
- (2) 防火機材の定期的な保守点検を行うとともに、職員の防災意識の高揚を図るため、研修会等の開催に努めます。
- (3) 消防署員による職員を対象とした講習会を計画し、心肺蘇生法とAEDの使用方法の習得を目指します。来年度は保護者、地域の方との合同講習会を検討します。

8 職員研修について

障がい者を支援する事業所の職員にふさわしい資質を身に付けられるよう各種研修の機会を確保し、技能・技術力の向上に努めます。

- (1) 法人が定める職員研修計画に基づき、関係機関・団体等が開催する各種研修会へ職員を参加させ、技能・技術の向上を図ります。
- (2) 法人内研修や他施設・事業所への視察研修等を行い、外部の意見を取り入れ風通しの良い職場環境づくりを目指します。
- (3) 障がい者虐待防止についての研修への出席、虐待防止委員会の開催、周知により、虐待への意識を高め、個々の支援力の向上に努めます。
- (4) サービス管理責任者等更新研修が決められているものについては、随時該当者が研修を受けられるように計画します。

9 その他

(1) 職員間の連携、協力体制の構築

朝・夕の職員連絡会等を通じて、常に利用者への支援のあり方を模索し、情報の共有と報告・連絡・相談の徹底を図り、統一した対応・支援が行えるように努めます。また一人よがりの支援に陥らないように、所長と職員との月一回程度の個別面談を実施します。

また、原則として第3水曜日の午後には職員会議を実施し、利用者への支援の振り返り等を行います。必要に応じて「ケース検討」を行い、利用者一人ひとりの支援のあり方を探ります。

(2) 保護者との連携について

家庭との連携の上で利用者の支援に当たることが必要・不可欠であることを再認識し、朝・夕の送迎時や連絡帳を活用して、一層の連携強化を図ります。また、年2回（春、秋）の「保護者による環境整備」の際に、話し合いの場を設け、意見交換と情報共有を図ります。

新たに保護者アンケートの導入を検討し作成、集計結果を法人ホームページにて掲載します。

(3) 実習及びボランティア等への対応について

社会適応力の向上を図るため、実習生やボランティアの受け入れ、中学校との交流を積極的に行います。

(4) 地域との交流について

大沢地区文化展の第二会場として「文化祭」を開催し、地域との交流を通じて障がい者の抱える問題や事業所での活動について理解を得る努力をします。

(5) 環境整備について

保健衛生上、園舎内を清潔に保つことはもちろん、園舎外にあっても利用者、保護者や地域の方々が気持ち良く生活できるよう、四季の草花を育てる等の環境整備に努めます。

令和2年度行事予定

区分	行事内容	保健・医療
4月	花見 避難訓練 保護者会総会	
5月	保護者による環境整備	
6月	佐久地区障がい者スポーツ大会 イオン販売、山門市販売担当	歯科検診
7月	プール 七夕祭り	健康講話
8月	プール 盆休み 避難訓練 大掃除	
9月	県障がい者スポーツ大会 佐久ふれあい広場 イオン販売、山門市販売担当	健康診断
10月	秋の旅行（日帰り） 紅葉狩り	健康相談
11月	佐久市福祉展 保護者による環境整備	インフルエンザ 予防接種
12月	クリスマス会 望年会 大掃除 年末年始休み イオン販売担当	
1月	年末年始休み 避難訓練 初詣・新年を祝う会	健康講話（歯）
2月	節分 第二コスモス文化祭（大沢地区文化展第二会場） ナイスハートバザール	
3月	ひな祭り イオン販売担当	

※行事予定は、追加・中止・変更する場合があります。

- ・ 誕生祝外出
- ・ 体重・血圧測定（毎月）
- ・ リハビリ訓練（月1回）
- ・ おとの広場（月2回）
- ・ 小さな音の広場（奇数月1回）
- ・ 療育指導（月1回）

日 課 表

平 日 日 課 表

8:30	職員出勤・日課準備 (掃除、所内の清拭等) 送迎
9:00	利用者通所・パート職員出勤
9:15	ミーティング
9:30	送迎車着 健康視診・ バイタルチェック 利用者朝会・体 操
10:00	散歩・軽体操等 (農耕班活動) (ペースに合わせてのグループごと に歩く。)
11:30	昼食準備
12:00	昼食・歯磨き・トイレ介助
13:00	休憩
14:00	生産活動
15:20	帰りの用意
15:40	帰りの会
16:00	利用者退所・パート職員終業・送迎 記録整理・一日の振り返り
17:30	ミーティング 職員終業

土 曜 日 課 表

8:00	職員出勤・日課準備 (掃除、所内の清拭等) 送迎
9:00	利用者通所
9:15	ミーティング
9:30	送迎車着・利用者朝会 健康視診・バイタル チェック
10:00	外出 余暇活動等
12:00	昼食・歯磨き・トイレ介助
13:00	休憩
14:00	利用者退所・送迎 記録整理、環境整備等
15:30	ミーティング 記録整理、環境整備等
17:00	職員終業

- 1) 月間予定表及び週間計画に基づく日課を行います。
- 2) 日課は、利用者の障がい状況等を考慮し、「ゆったり」としたものとします。
- 3) 原則として、毎月第3水曜日は「職員会議」を14:00から行います。
- 4) 土曜日課の開催日は年間計画によるものとし、日課の内容は利用者が楽しめる余暇活動を中心とします。なお、土曜日課の終業は原則午後2時となります。
- 5) 利用者の状況等により日課を変更する場合があります。

【令和2年度 土曜日の開所計画（案）】

第二佐久コスモスワークス

- 4月18日（土） さくら咲く小径散策
- 5月 2日（土） 五稜郭公園散策
- 5月 9日（土） 女神湖散策
- 5月23日（土） 長門牧場（牧場祭で動物と触れ合おう。）
- 6月 6日（土） 佐久地区障害者スポーツ大会へ参加
- 7月 4日（土） ブルーベリー狩り（浅間高原農場）
- 7月18日（土） パラダ（アスレチックで遊ぼう。）
- 8月 1日（土） ボウリング
- 8月 8日（土） 手作りアイスを作って食べよう！
- 8月22日（土） カラオケ
- 9月12日（土） のざわ山門市を観に行こう。
- 10月24日（土） 懐古園（紅葉狩りをしよう。）
- 11月 7日（土） 虚空蔵山登山
- 11月21日（土） 信州そばを食べに行こう。（滝見の湯）
- 11月28日（土） トリックアートを楽しもう。
（軽井沢トリックアートミュージアム）
- 12月12日（土） 望年会
- 12月26日（土） 第二コスモス忘年会（カラオケで一年の労をねぎらおう。）
- 1月 9日（土） 初詣
- 1月16日（土） ウィンドウショッピング（イオン佐久平店）
- 1月30日（土） いちご狩り（小諸市）
- 2月27日（土） 第二コスモスにて映画鑑賞&手作りお好み焼き

計 21 回

※ なお、例年通り『第二コスモスでゆっくり過ごす』も行います

私たちが目指す大切な支援の柱

～ 第二佐久コスモスワークス ～

<5つの“感”>

- 感謝 … 「今日もあなたに会えてよかった」
「来てくれてありがとう」
という感謝の気持ちを日々持ち続けること。
- 感動 … 美しいものを見る、きれいな音楽を聴く
そんな心揺さぶる体験と一緒に。
- 感心 … “極微の進歩の世界”を進歩と認識できる観察力を養い、進歩を
共に喜び、常によいところに目を向け伸ばしていくこと。
- 共感 … 言葉を多く持たない利用者の気持ちや行動に寄り添いながら、
その裏にある思いを受け止める。そして常に自分を見つめ直す。
- 感受性 … 人一倍、何事にも敏感な利用者たち。その敏感な心を見習い、
それに負けないくらいの“気づきの目”を養うこと。

そして私たちは五感（視覚・聴覚・触覚・味覚・嗅覚）を全て使い、利用者と接し、自分を見つめ直し、共に歩いていきたいと考えています。

更には、五つの“感”を大切にした支援に努める中で、障害特性に係る知識を深め、利用者個々の成育歴と家庭環境を知り、発達段階にある課題を共有し、具体的解決方法を持って課題に立ち向かうように努めます。

[平成 23 年 12 月 21 日・策定]

[平成 26 年 3 月 12 日・一部改]

多機能型障がい児指定通所支援事業所「ひまわり」
令和2年度 事業計画

1 利用者

定員 5名
契約者 10名（児童発達支援：2名、放課後等デイサービス：8名）

2 基本方針

児童福祉法及び佐久コスモス福祉会の基本理念と事業方針を踏まえ、関係法令・社会規範を遵守し、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」事業において、基本的な生活習慣の確立と社会生活への適応性を高めるよう、必要な支援及び療育を行います。

【重点目標】

- (1) 五つの“感”（「感謝」、「感動」、「感心」、「共感」、「感受性」）を大切にした支援に努めます。
- (2) 個別に必要な支援（医療行為含む）に適切に対応します。
- (3) 一人ひとりの持てる力を見極め、引き出し、伸ばすように努めます。
- (4) 明るく清潔で、家庭的な温かい雰囲気づくりを心掛け、通所が楽しみに、また保護者が安心して預けられる事業所を目指します。
- (5) 障がい児福祉に係る基礎的知識の習得を図り、心のこもった支援が確保されるよう職員研修の充実に努めます。
- (6) 関係機関・地域・他事業所との連携を図るなかで、事業の円滑な実施に努めます。

3 「児童発達支援」事業について

主として、身体と知的に重度の障がいを併せ持つ就学前児童を、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで「通所」の方法により受け入れ、児童の発達を促す支援及び療育を行います。

- (1) 受け入れに当たっては、健康で楽しい時間が過ごせるよう、個別支援計画をもとに支援を行います。
- (2) 「障がいの受容」には、多くの時間とエネルギーが必要であることを理解し、保護者及び障がい児にゆったりと寄り添います。
- (3) 障がい特性、年齢、発達段階に沿った支援に努めるため、主治医から「指示書」を徴し、常に連携を怠らないように努める他、保護者との綿密な情報交換のもとに支援に当たります。
- (4) 支援に当たっては、個々の状況に応じて主体性を伸ばす「遊び」や「日常生活活動」の提供に努めます。
- (5) 療育指導（作業療法）やリハビリ訓練（理学療法）の指導を受け、身体機能の維持・向上に努めます。
- (6) おとの広場（音楽療法）等を通じて、豊かな情操が育まれるよう努めます。
- (7) 第二佐久コスモスワークス利用者との交流等、様々な社会体験を積むことで生活の幅が広がるように努めます。

4 「放課後等ディサービス」事業について

主として、身体と知的に重度の障がい併せ持つ児童・生徒を、祝祭日を除く学校の休業時の月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで「通所」の方法により受け入れ、児童の発達を促す支援及び療育を行います。

支援に当たっては、「児童発達支援」事業における留意事項と同様な配慮をするとともに、障がい特性等を考慮しながら学校生活の活動を参考に、持っている力を最大限に伸ばすことが出来るよう取り組みます。

5 健康管理、保健衛生について

生活の質の向上を図る観点からも、児童、生徒の健康増進、管理に細やかな配慮を行います。

- (1) 通所時における健康視診やバイタルチェックにより、日々の健康状態の把握を行ないます。
- (2) 毎日の次亜塩素酸水による所内の拭き上げ及び手洗いの励行を実施し、室内環境の衛生に配慮し、防疫対策を実施します。
- (3) 昼食の献立を毎回確認し、食事の加工を衛生的に行い、安全な食事を提供します。
- (4) 体調の急変等の緊急時の連絡先や連絡方法を整備し、混乱のないよう迅速に対応します。

6 防災計画について

- (1) 災害の予防及び利用者を災害から守ることができるよう、関係機関との連携のもとに避難・消火訓練等を年3回、計画的に実施します。
- (2) 防火機材の定期的な保守点検を行うとともに、職員の防災意識を高めるため、研修会等の開催に努めます。
- (3) 消防署員による職員を対象とした講習会を計画し、心肺蘇生法とAEDの使用法の習得を目指します。

7 職員研修について

障がい児を受け入れる事業所の職員にふさわしい資質を身に付けられるよう各種研修の機会を確保し、技能・技術力の向上に努めます。

- (1) 法人が定める職員研修計画に基づき、関係機関・団体等が開催する各種研修会をはじめ、専門的知識取得のための研修への積極的な参加に努めます。
- (2) 毎日の「日誌」のなかで職員間の情報共有を図ります。
- (3) 毎月の職員会における「支援の振り返りや必要に応じて行うケース検討」を通じて、児童等一人ひとりの支援のあり方を探ります。
- (4) 障がい者虐待防止についての研修への出席、虐待防止委員会の開催、周知により、虐待への意識を高め、個々の支援力の向上に努めます。

8 その他

(1) 職員間の連携、協力体制の構築

朝、夕の職員連絡会等を通じて、常に児童等への支援のあり方を模索し、情報の共有を図り、統一した対応、支援が行えるように努めます。

また、原則として第3水曜日の午後には職員会議を開催し、児童、生徒等への支援の振り返りを行います。

(2) 他機関との連携について

こども同士の触れ合いが、障がい児の発達に欠かせないものであることから、佐久市療育支援センターや保育園、養護学校等との交流に努めます。

(3) 実習及びボランティア等への対応について

社会適応力の向上と地域社会との交流を促進するため、実習生やボランティアの受入れ、近隣中学校との交流を積極的に行います。

(4) 地域との交流について

大沢地区文化展の第二会場として「文化祭」を開催し、地域との交流を通じて障がい児やその家族の抱える問題や事業所での活動について理解を得る努力をします。

(5) 環境整備について

保健衛生上、園舎内を清潔に保つことはもちろん、園舎外にあっても利用者、保護者や地域の方々が気持ち良く生活できるよう、四季の草花を育てる等の環境整備に努めます。

ひまわり日課表

日	課
8:30	職員出勤・日課準備
9:00	パート職員出勤・児童通所・健康視診・ バイタルチェック
9:15	保護者からの健康状況等の聞き取り 職員朝会 水分補給 おむつ交換 散歩・軽体操・音楽鑑賞等
11:30	昼食準備
12:00	昼食・歯磨き
13:00	休憩
14:00	バイタルチェック 入浴支援 水分補給 おむつ交換 散歩・軽体操・音楽鑑賞等
16:00	一日の様子保護者への伝達 児童、生徒帰宅・パート職員終業 記録整理・一日の振り返り
17:30	ミーティング 職員終業

- 1) 日課は、障がい特性や年齢等を考慮し、「ゆったり」としたものとします。
- 2) 原則として、毎月第3水曜日の午後は「職員会議」のため、午後2時の終業となります。
- 3) 児童、生徒のその日の状況等により、日課は適宜変更します。

指定特定相談支援おおさわ事業所
令和2年度 事業計画

1 利用者

契約者 22名

2 基本方針

障害者総合支援法及び社会福祉法人佐久コスモス福祉会の基本理念及び事業方針を踏まえ、関係法令・社会規範を遵守し、障がい者(児)の豊かな地域生活を支える「指定特定相談支援事業」及び「指定障害児相談支援事業」に取り組みます。

3 指定特定相談支援事業

(1) 基本方針

利用者(児)及び保護者等の願いに耳を傾け、利用者(児)がその有する能力及び適正に応じ、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、相談その他の日常生活上の支援を、市町並びに他の障がい福祉サービス事業を行う者等との密接な連携のもとに、総合的かつ効果的に行ないます。

(2) 対象者

佐久市、小諸市及び佐久穂町内に居住する障がい者とします。
ただし、上記以外に居住する障がい者に対応する場合があります。

(3) 内容

相談支援専門員は、障がい者の生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成、関係する事業所等間の調整及び家族支援等関連する業務を行ないます。また、利用者の自己決定を支援するために、関係機関との連携に努めます。

主に家庭からの「親亡き後」に備えるためのサービス利用相談が多く、希望に沿えるよう練習を含めた受け入れ先の調整を行う。

4 指定障害児相談支援事業

(1) 基本方針

障がい児及びその保護者または介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や便宜を供与し、及び権利擁護のために必要な援助を行なうことにより、障がい児等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、支援します。

令和2年度「多機能型事業所ワークサポートこすもす」事業計画

事業方針：自立（自律）した生活と就労を支える

目的

一般就労を希望する障がい者等に対し「自立した就労」と「自立した生活」を営める為のトレーニングを提供する。

1 事業内容

- ① 自立訓練（生活訓練）・ワークサポートこすもす石神
佐久市中込1273-2

従業者

管理者兼サービス管理責任者	石神事業所中込事業所兼務	1名
生活支援員		2名

利用者定員 10名

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等の支援が必要な方に対し支援を行います。生活能力向上や就労を意識した、個別支援計画を作成し進捗状況に応じたトレーニングを組み合わせます。自立訓練から就労移行支援事業等へ速やかに移行できるよう必要な支援を行うとともに、自立訓練から一般企業へ直接、就職できる方には、障がい理解や、病状の安定を図り、就職へと向かう支援も強化します。地域特性に合わせ就労に有利になる自動車免許等の取得支援も行います。また、利用者確保の為の通年を通しての広報活動を実施します。

- ② 就労移行支援・ワークサポートこすもす中込
佐久市中込3100-3

従業者

サービス管理責任者補兼就労支援員	1名
------------------	----

(2) 対象者

佐久市、小諸市及び佐久穂町内に居住する障がい児とします。
ただし、上記以外に居住する障がい児に対応する場合があります。

(3) 内容

相談支援専門員は、障がい児の生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成、関係する事業所等間の調整及び家族支援等関連する業務を行ないます。

5 具体的相談内容

- ア 福祉サービスの利用等に関する相談支援
- イ 障がいや病状の理解に関する相談支援
- ウ 健康・医療に関する相談支援
- エ 不安解消・情緒安定に関する相談支援
- オ 保育・教育に関する相談支援
- カ 家族関係・人間関係に関する相談支援
- キ 家計・経済に関する相談支援
- ク 生活技術に関する相談支援
- ケ 社会参加・余暇活動に関する相談支援
- コ 権利擁護に関する相談支援
- サ その他の生活相談全般に係る相談支援

職業指導員	1名
生活支援員	1名

利用者定員 10名

就職を希望される方に対し、生産活動、職場体験、企業実習の提供、その他就職に必要な知識及び、能力の向上のために必要なトレーニング等を提供します。また、就職後6か月間における職場への定着支援・相談支援等、必要な支援を提供し職場定着を図ります。精神疾患等の利用者の増加もあり、病状のコントロール等の座学やアドバイスを実施し、就職後に利用者の方が、一人で課題を解決できるスキルを身につけていただけるサービス提供に心掛けます。あわせて、通年での利用者安定確保を目指し、広報活動を実施します。

就労アセスメントについては、利用者の支援状況を見ながら受け入れを調整していきます。

2 サービス提供時間 (共通)

(1) サービス提供日

月曜日～金曜日及び、事業所が定めた日

(2) サービス提供時間

原則 午前9時～午後3時

* 就労トレーニング・定着支援の進捗状況及び内容により、曜日、時間、休日ともに変更あり。

3 サービス提供期間 (共通)

各サービス共に原則 24ヶ月以内

4 支援に関する重点事項 (共通)

- (1) 高機能発達障がい者の増加に伴い、障がい特性に合わせた就労支援の提供。
- (2) 障がい受容や理解の学習支援。
- (2) 利用者の安定確保の為こまめな広報活動の実施。
- (3) 支援職員の安定確保。
- (4) サービス管理責任者の養成。
- (5) 定着支援技能の向上

8 職員研修予定等

就業支援基礎研修

就業支援実践研修

職業リハビリテーション実践セミナー

障害者虐待防止・権利擁護研修

サービス管理責任者研修

相談支援専門員研修

職場適応援助者研修 等

*多様化する利用者ニーズに応える為、支援スキルの向上に心がける。

9 数値目標

就職者： 就労移行支援 5名以上

自立訓練 1名以上

職場定着率： 6か月以上 100%

組織体制図

多機能型事業所ワークサポートこすも

令和2年度

管理者 西田
サービス管理責任者 西田

ワークサポートこすも石神

自立訓練（生活訓練）・定員10名

生活支援員（配置基準1.66名）

生活支援員 山浦
生活支援員 野口

ワークサポートこすもす申込

就労移行支援・定員10名

就労支援員（配置基準0.66名）
職業指導員・生活支援員（配置基準1.66名）

サービス管理責任者（補） 高橋
就労支援員 高橋
生活支援員 佐藤瑞
職業指導員 佐藤勇

令和2年度ワークサポートこすもす生産活動計画書（案）

基本方針：

事業所内における作業や、企業内実習等により得た収入は、経費を差し引き利用者へ規程を定め支給する。支給にあたっては、支援ステージや能力及びモチベーションの向上を考え決定する。また、労働習慣習得のトレーニングを目的とし一部作業を自立訓練（生活訓練）へ内部委託し、その収入は利用者へ分配するものとする。

作業トレーニング科目：

石神事業所

自立訓練

1. かご編み
2. 畑作業
等

中込事業所

就労移行支援

1. 珈琲作業（選別・焙煎・販売・移動販売車）
2. 請負作業 アパート・空き家等の除草作業
等

収支目標：

作業収入	2, 100, 000円
経費	1, 400, 000円
訓練手当	700, 000円

令和2年度ワークサポートこすもす研修計画

月	内容
4	
5	新人職員研修
6	
7	
8	就労支援基礎研修
9	
10	食品衛生責任者補習講習会
11	
12	虐待防止・権利擁護研修 就労支援実践研修
1	職業リハビリテーション実践セミナー
2	高次脳機能障害に係る研修 サービス管理責任者等研修
3	

上記研修に加え、発達障害及び精神疾患の方に対する研修や就労支援スキルに関する研修を計画する。また、スタッフミーティングの中でも、発達障害者への就労支援スキル、虐待防止・権利擁護に関わる研修等を随時計画する。

令和2年度ワークサポートこすもす年間予定表

月	内容
4	
5	
6	第1回企業見学
7	
8	
9	合同面接会・第1回防災(水防)訓練
10	第2回企業見学
11	
12	
1	合同新年会
2	第3回企業見学
3	第2回防災(水防)訓練
<p>その他： 企業見学については、利用状況に応じ、内容・回数は調整する。</p>	

令和2年度 障がい福祉サービス事業所どんどろり 事業計画

1. 事業所の概要

所在地 : 長野県佐久市猿久保 331
平成17年11月1日 開設

実施事業 : 居宅介護・行動援護・短期入所・移動支援・日中一時支援・タイムケア・放課後等デイサービス・特定相談支援・障害児相談支援・介護タクシー（福祉有償運送）
相談支援専門員はすべて強度行動障害支援者養成研修の修了者です。

従業者の人数 : 所長1名・副所長1名・男性職員3名・女性職員8名（内パート2名）計13名（内1名育児休業中）

資格者の状況 : 社会福祉士3名・精神保健福祉士1名・介護福祉士8名・保育士5名（内パート2名）・教員免許1名・児童発達支援管理責任者研修修了者8名・相談支援専門員研修修了者7名・強度行動障害支援者養成研修修了者11名

サービス概要 : すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス提供責任者及び児童発達支援管理責任者が利用者への面接とサービス担当者会議等を経て作成し、利用者にその内容を説明し、文書による同意をいただくものです。「個別支援計画」の写しは、利用者へ交付いたします。

2. サービス提供の流れ

【初回面談】

事業所の見学と面談を行います。面談では事業所での支援方法や、日常生活での悩み、困っていることを聞かせていただき、個別支援計画の土台とします。

- ① サービス等利用計画（案）の作成
（成人の場合は障害支援区分の認定を受けてから）利用者のサービス利用の意向をお聞きし、それに基づきサービス等利用計画（案）を作成します。
- ② 支給決定
サービス等利用計画（案）に基づいて、市町村にサービスの支給決定をしていただきます。
- ③ 個別支援計画の作成
面談結果とサービス等利用計画に基づいて、個別支援計画を作成します。
- ④ 個別支援計画に基づいてサービスの提供をします。
生活能力向上のための支援

集団生活への適応支援

レクリエーション

送迎

相談及び援助

⑤ モニタリング

個別支援計画の内容をもとに面談を行います。

3. 提供サービスについて

① 居宅支援事業

【居宅介護】

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介助、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言のほか、生活全般にわたる援助を行います。障がいのある方の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。

今年度の利用者は3名を予定しています。内容は主に通院介助です。(前年3名)

【行動援護】

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介助、排せつ、食事等の介助のほか、行動する際に必要な援助を行います。

今年度の利用者は16名を予定しています。(前年19名)

【短期入所】

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により、介護することが困難になった場合に、障害者支援施設、児童福祉施設等の施設へ短期間の入所が必要となった障がいのある方に、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス(休息)としての役割も担っています。

今年度の利用者は2名を予定しています。(前年2名)

*利用料

18歳以上の場合は利用者とその配偶者の所得、18歳未満の場合は児童を監護する保護者の世帯(住民基本台帳上の世帯)の所得に応じた自己負担の上限額があります。ただし、サービスに係る費用の1割の金額の方が低い場合には、その金額を支払います。その他に、食費、光熱水費などについての実費負担があります。

② 地域生活支援事業

【移動支援】

屋内外での移動が単独では困難な障がい者等に対して、外出時の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。対象となる外出は、障がい者等の生活上必要不可欠な外出及び余暇活動です。

今年度の利用者は4名を予定しています。(前年4名)

【日中一時支援】

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者

等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのサービスです。
今年度の利用者は11名を予定しています。(前年12名)

***利用料**

所得の状況に応じて、費用の一部を負担があります。

③ 長野県単独事業

【タイムケア】

障がい者(児)を家庭において一時的に介護できない場合等に、登録介護者において介護サービスを提供し、障がい者(児)及び家庭の地域生活を支援します。

今年度の利用者12名を予定しています。(前年11名)

***利用料**

なし。

④ 児童支援事業(児童福祉法)

【放課後等デイサービス】

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

***利用料**

所得に応じた自己負担の上限額があります。ただし、サービスに係る費用の1割の金額の方が低い場合には、その金額を支払います。その他に、食費、光熱水費などについての実費負担があります。

重点実施事項

- ・笑顔の絶えない、明るく、楽しい職場作りに努めます。
- ・利用児童が楽しいと思える環境を整え、児童との共感を常に忘れないよう努めます。
- ・障害への専門性をもち、児童、保護者の立場を考えた適切な支援を行います。
- ・支援の情報共有を図るため、職員間で話しやすい環境を構築します。
- ・障害理解の上で、児童が成長できる支援を皆で模索し考えます。

今年度の利用者は12名(定員10名)を予定しています。

名前	性別	所属	学年	他サービス
W・S	男児	岩村田小学校	小1	行動
K・N	男児	小諸養護学校	小2	行動
Y・S	男児	小諸養護学校	小3	行動
I・R	男児	小諸養護学校	小4	行動
E・O	男児	佐久大浅間小	小4	行動
K・H	男児	佐久平浅間小	小6	行動
Y・A	女児	岩村田小学校	小6	行動

Y・H	男児	小諸養護学校	中3	行動
O・T	女児	小諸養護学校	高1	行動
S・M	女児	小諸養護学校	高1	地域
A・S	男児	小諸養護学校	高2	地域
S・M	女児	小諸養護学校	高2	行動

1日の流れ

帰所

水分補給・おやつ

読み聞かせ

集団活動（順番、ルール、協力など）

よいこ（個別活動）の時間（意欲、集中、粘り強さなど）

自由遊び（協調、勧誘、計画性など）

帰宅

避難訓練の実施

第1回 5月 湯川洪水想定

第2回 9月 地震及び火災想定

第3回 10月 湯川洪水想定

※学校訓練日との兼ね合いをみて、訓練日が重ならないように実施します。

⑤ 相談支援事業

【特定相談支援事業】・【障害児相談支援事業】

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービスです。

今年度の利用者は17名を予定しています。

*利用料

なし。

4. 今年度の留意事項

① 基本に立ちかえって忘れてはいけない考え方

・個人（医学）モデルと社会（人権）モデル

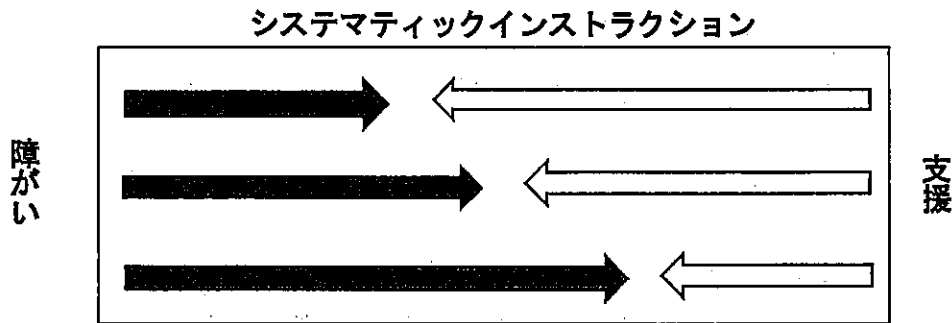
「個人モデル」とは障がい者が困難に直面するのは「その人に障がいがあるから」であり、克服するのはその人（と家族）の責任だとする考え方。それに対して「社会モデル」は、「社会こそが『障害（障壁）』を作っており、それを取り除くのは社会の責務だ」とする考え方。

「障がいがあるから不便（差別される）」のではなく、「障がいとともに生きること拒否する社会であるから不便」なのだと言想の転換を促すもの。

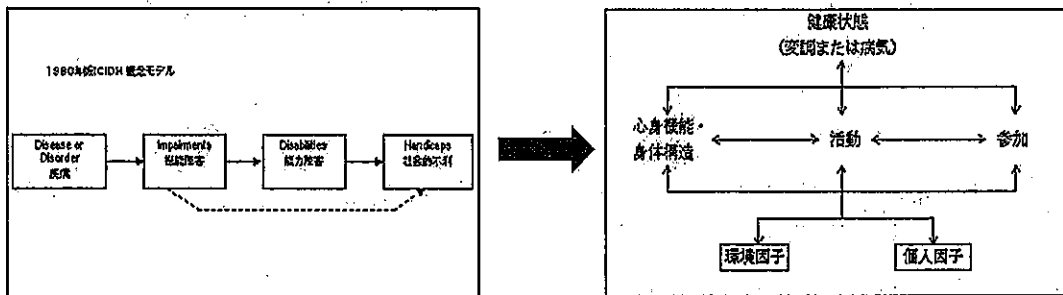
・エンパワメント

本来は「力をつける」という意味であるが、介護福祉においては、障がいのある方、あるいはその家族がより内発的な力を持ち、自らの生活を自らコントロールできること、または、自立する力を得ること。(介護福祉用語辞典より)

「障害者には本来ひとりの人間として高い能力が備わっているものであり、問題は社会的に抑圧されていたそれをどのように引き出して開花させるかにある」という考え方。



・障がいとは、ICIDHからICF



国際障害分類
 一方向
 上下
 個人の頑張り
 克服すべき障害
 個人
 指導

国際生活機能分類
 双方向
 左右
 環境
 なぜ困難なのか
 環境
 支援

・3つの特性（利用者、支援者も）から、得意なこと苦手なこと
 利用者が（自分）がどうやって物事を理解しているかよくわかる
 視覚優位

「見た情報」を処理するのが得意な人。感覚思考が強く、言葉で説明するのが苦手。
 カメラタイプ（画像で覚える）：脳の中にアルバムを抱えているイメージで目で見た様々なものを「写真」として記憶している。

3Dタイプ（映像で覚える）：カメラタイプの特徴に加えて空間や時間という軸も加わるのでカメラタイプに対して「動画」で記憶している。

聴覚優位

「聞いた情報」を処理するのが得意な人。論理的思考が強い。

ラジオタイプ：CMのフレーズや歌の歌詞など耳で聞いたことを簡単に覚える傾向

がある。

サウンドタイプ: 歌詞よりもメロディで覚えていることが多かったり、音階や音色を脳内でイメージできるため、絶対音階の持ち主も他のタイプより多い。

言語優位

「言葉」を処理するのが得意な人。論理的思考が強い。

ファンタジータイプ: 本を読んだ際にストーリーを映像としてイメージしたり逆に映像から言語に変換するのが得意。

辞書タイプ: 複雑な物事をうまくまとめるのが得意で、学生時代にノートをとるのが上手いなど図式化することが得意。

② 自己研鑽

『子曰、学而不思則罔、思而不学則殆』(学びて思わざれば、すなわちくらし、思いて学ばざれば、すなわちあやうし) (論語)

現代語訳: 孔子先生はおっしゃいました。「学んで、その学びを自分の考えに落とさなければ、身につくことはありません。また、自分で考えるだけで人から学ぼうとしなければ、考えが凝り固まってしまい危険です」と。

意味: 本を読んで勉強するだけで、自分で考えることを怠ると、物事の道理が身につかず何の役にも立たない。また、考えるだけで本を読んで勉強しなければ、独断的になって危険である。

知行同一 (朱子学の「知先行後」を批判して)

明の時代の王陽明がおこした陽明学の命題の一つ

「知は行の始なり、行は知の成るなり (知ることは行為の始めであり、行為は知ることの完成である)」「行動を伴わない知識は未完成である」知って行わないのは、未だ知らないことと同じである。(もとは論語の「先ず其の言を行い、而して後にこれに従う」)

③ ドラッカー5つの質問より、われわれの取り組みは

・第1の質問 われわれの使命は何か

何をもって社会の役に立つか? 自分たちの都合やメリットは使命ではない。使命が何をなすべきか教えてくれる。使命は働く人に意欲をもたらす。使命を明確にすること。

・第2の質問 われわれの利用者は誰か

利用者を明確にすることの重要性。本当に喜んでほしい人たちは誰か? 組織を正しい方向に導くための道しるべ。

・第3の質問 利用者にとっての価値は何か

知っているのはただ一人、利用者本人。利用者が望んでいることに向き合い続ける。まだ「利用者になっていない利用者」を見る。

・第4の質問 われわれの成果は何か

収入は成果ではない。何が、どのように、どれだけ良くなったかモニターする。正しい成果の設定が日々の仕事を使命に繋げる。

・第5の質問 われわれの計画は何か

計画は「使命に向かい主体的に進むための旗印」目標達成していくための目標の立て方。計画を立てる時期。マーケティング(現在)とイノベーション(将来)。

令和2年度ライフサポートコスモス事業計画

1. 種 別 共同生活援助・短期入所

2. 共同生活住居の名称及び所在地

(1) ケアホーム下平 佐久市伴野9 5 2-4 0267-63-8516

(2) グループホーム岸野 佐久市伴野9 4 9-1 0267-78-3915

3. 定員（事業所の定員は、共同生活援助9名、短期入所2名）

◎定員内訳

(1) ケアホーム下平 共同生活援助5名

- ・利用者 女性4名 男性1名
- ・支援区分 区分5 3名 区分4 2名

(2) グループホーム岸野 共同生活援助4名、短期入所2名

- ・利用者 女性 3名 男性1名
- ・支援区分 区分6 2名 区分5 2名
- ・短期入所契約者 24名

4. 職員配置

管理者（兼務）、世話人兼サービス管理責任者 1名

世話人5名（うちパート4名）、生活支援員4名（うちパート2名）

5. 支援目標

- (1) 私たちは、利用者の思い及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を提供します。
- (2) 私たちは、利用者としっかりと向き合い、対等、肯定の姿勢で、安心・安全に生活できる場を提供します。
- (3) 私たちは、職員間の報・連・相とお互いを認め合うことで、常にチーム支援を意識した支援を行います。

6. 支援内容

①利用者の健康に配慮した食事の提供

栄養・利用者の身体の状態・希望や嗜好を考慮した食事の提供を行う。

②食事、入浴、排せつ等の支援

③日中活動援助

日中活動や他のサービスを利用する場合等に、他のサービス提供事業者等と連絡・調整を行い、利用者の活動を支援する。

④健康管理の援助

日常的健康管理

⑤金銭管理の援助

⑥日常生活における相談・助言

⑦緊急時の対応

⑧余暇活動支援

⑨地域との交流

⑩その他

令和2年度 佐久圏域障がい者就業・生活支援センターほーぷ事業計画
(雇用安定等事業、生活支援等事業)

(1) センターの概要

センター名称	佐久圏域障がい者就業・生活支援センターほーぷ	
センター所在地	長野県佐久市岩村田1880-4	
センター事業(雇用安定等事業)における受託形態の別	通常センター	
活動区域	圏域名	佐久保健福祉圏域
	市町村名	佐久市 小諸市 立科町 御代田町 軽井沢町 佐久穂町 小海町 北相木村 南相木村 南牧村 川上村
	区域人口	約20.9万人

【職員配置4名：主任就業支援担当者1名・就業支援担当者2名・生活支援担当者1名】
 所長兼主任就業支援担当者：堀内 久美子 就業支援担当者(定着)：小林 佳波
 就業支援担当者 ：薩田 菜衣 生活支援担当者 ：西牧 香織

(2) 佐久圏域の状況について

① 地域における支援ニーズ

令和2年2月末の支援対象者は、478名。新規登録者数は87名、その内54名が精神障がい者である。精神障がい者は他の障がい種別と比較すると、就労の経験があり就労への意欲は高い。したがって支援のニーズが増加している。精神障がい者への支援は、職場内での不適應の内容がさまざまであるため職場訪問のみならず、家庭訪問による日常生活及びご家族への支援また、医療機関と連携して行う支援が必要とされた。

佐久北部地域は、ホテル、大型小売業が多く進出している。卸・小売業やサービス業は、求人数が多く、労働条件の幅が広いため比較的就職しやすい業種ではある。しかし、高い対人スキルとコミュニケーションスキルや臨機応変な対応を常に求められているため職場に定着をするのは難しい。したがって雇用契約後は、事業主と対象者の双方より職場訪問による支援を頻度高く求められた。

就職先の業種は、製造業17.4% 医療・福祉23.9% 卸・小売業15.2% ホテル業・サービス業23.9% 行政13%、農業、金融業、建設業はそれぞれ2.2%となっている。

② 地域の関係機関との連携状況

佐久圏域自立支援協議会就労支援部会において本センターは事務局を担っている。就労支援部会は、佐久公共職業安定所、佐久広域連合障害者相談支援センター、佐久技術専門校、特別支援学校、普通高校、行政、保健福祉事務所、医療機関、障がい福祉サービス事業所等の地域の就労支援の専門機関で構成されている。2カ月に一度、会議を開催し、課題の抽出、検討と地域の情報共有を行い、就労までの途切れの無いネットワークの構築と強化充実を目標に活動している。

昨年11月には、佐久管内の事業所の内、常時30名以上雇用している事業主に対し、障がい者雇用をスムーズに進めことを目的として、『障がい者雇用・雇用管理セミナー』を開催し、長野障害者職業センター職業カウンセラーによる講演とともに、雇用促進、職場定着について職場での疑問や不安についてワークショップにより情報交換を行った。参加者アンケートでは、他企業の情報等を共有することができ、有意義であったとの感想が多くあった。

また、長野県自立支援協議会就労支援部会の部会員としても活動に参加し、長野県と佐久地域との情報の橋渡しの役割も担っている。

今後も障がい者雇用を進める事業主に対し、地域の就労支援機関や医療機関等と連携を図りながら支援を行う必要があると考える。

③ 雇用の場の確保の見通し

佐久公共職業安定所管内の障がい者の就職者数は年々増加している。事業主はセミナー等を通じ、障がい者雇用や職場実習制度の理解を深めつつある。さらに、平成30年4月には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が改正され、障がい者の法定雇用率の引き上げと、法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障がい者が算入された。この改正を受け、事業主からの雇用管理に関する相談件数は増加している。

また、企業の団体から依頼を受け『障がいのある方と共に働く』というテーマで講演を行った。就業支援事例や地域連携の実態などを発表し、職場環境の課題など活発な意見交換も行われた。このような状況から今後更に雇用拡大が予測されると考えられる。

(3) センターにおける障害者の就業に関する支援活動の状況

雇用安定等事業の受託期間1年当たりの就職者数、職業準備訓練及び職場実習のあっせん件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (4~2月)
就職者数	50名	50名	50名	51名	48名
職業準備訓練及び職場実習 のあっせん件数	59件	58件	54件	55件	59件

(4) 在職中の対象者同士が交流し職場での悩み等を話し合う場を提供する在職者交流会を年4回、休職中の対象者に対する支援として就労促進を図ることを目的としたピアサポート活動を年4回、中小企業における障害者支援担当者に対する支援として日々の業務における悩みや疑問を相談・解消できる場の提供を年2回実施する。

(5) 雇用保険二事業の目標管理について

令和元年度のセンター事業の目標は、就職率73.2%、定着率78.9%、利用者(事業主)の満足度90%であった。令和2年度においても厚生労働省から目標提示がある。

令和2年度障がい者就業・生活支援センターほーぷ（雇用安定等事業）実施計画

事業の事項	事業の内容
(1) 相談・支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係る助言を行う。 ○ 障害者に対して、職業準備訓練及び職場実習をあっせんする。
(2) 職場定着促進のための在職者の交流活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在職中の対象障害者を対象に、グループワーク等で職場での悩み等を話し合う交流の場を定期的に提供し、不応課題の早期把握・改善を図り職場定着を促進する。（年4回）
(3) 就業支援担当者の研修等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者職業総合センターにおける障害者就業・生活支援センター基礎研修を受講し、業務に必要な知識・スキルを習得する。（就業支援担当者1名） ○ 地域で開催される障害者支援に係る研修に出席し、支援力向上に努める。
(4) 経験交流会議等の出席	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者就業・生活支援センターブロック別経験交流会議に出席し、他のセンターとの交流・情報交換を行う。（主任就業支援担当者1名） ○ 労働局主催の都道府県連絡会議に出席し、同一県内の各センターとの意見交換や事例検討を行い、センター間の連携を強化、支援力の質の向上を図る。

<p>(5) 関係機関との連絡会議の開催</p>	<p>○ 業務の円滑かつ有効な実施に資するため、労働局、ハローワーク、地域障害者職業センター、自治体、福祉事務所、保健所等の関係機関との連絡会議を開催し、これら機関との連携を図る。(年2回)</p>
<p>(6) ピアサポート活動</p>	<p>○ センターの支援により就労・定着している障害者等を講師等で招へいした交流会・相談会を開催する。(年4回程度)</p>
<p>(7) 中小企業における障害者支援担当者に対する支援</p>	<p>○ 中小企業等において障害者支援を担当する職員や障害者と一緒に働く職員等を対象とした交流会等を開催し、日々の業務における悩みや疑問を相談・解消できる場を提供するとともに、孤立することなく、企業の垣根を越えて日常的に相談し合えるネットワークの構築を図る。(年2回程度)</p>